

兵庫県立淡路看護専門学校の存続を求める意見書

兵庫県立淡路看護専門学校については、兵庫県の第2次行財政改革プランにより、平成27年3月の卒業生を最後に廃止することが10月に病院局から発表されたが、地元自治体に対して何ら協議の場を設けることなく、廃止の方向性が決定してからの報告であったことは極めて遺憾である。

同校は、昭和50年4月に旧緑町広田で開校以来1,100人を超える看護師を育成し、県民・島民の命を守り医療を支える看護職員の養成機関としてこれまで大きな役割を果たしてきた。

特に兵庫県内の都市部においては、看護師数は充足しているがその他の地域においては依然として不足しており、安心・安全な医療の提供を行うため専門的知識と高度な技術を備えた看護職員の確保が喫緊の課題となっている。

廃止の理由に、県立病院への新規採用看護師に占める県立看護専門学校の卒業生の割合が年々減少していることがあげられているが、島である淡路地域の医療機関においては島外からの看護師の雇用が難しい中島民の看護師育成が必要不可欠である。

同校の卒業生の多くは、島内の県立病院だけでなく民間病院のほか市民にとって最も身近な開業医などの一次医療機関へ就職をしており、同校が平成26年度をもって廃止になることは淡路地域の医療に深刻な影響を及ぼすことになる。

また、南あわじ市においては高校を卒業した多くの若者は、多額の費用負担を伴う島外への進学を余儀なくされているが、同校は市内唯一の専門学校であり、入学費、授業料などの学費は格段に安く設定されているため、経済的な理由から進学を断念することも少なくその果たす役割は大きなものがある。

併せて、同校が地域経済や地域の活性化に果たす役割が多岐であり、廃止による地域の沈滞も懸念される。

兵庫県におかれては、深刻な医師、看護師不足による地域医療の崩壊

が社会問題となっている現状において計画的に看護職員の養成確保を図るための公的な養成機関として大きな役割を果たしている淡路看護専門学校を廃止することなく存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

南あわじ市議会議長 楠 和 廣

意見書提出先

◎兵庫県知事 井戸敏三
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

◎兵庫県議会議長 加茂忍
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号